

## 電気供給約款<北海道電力エリア【高圧】> 新旧対照表

<変更点（下線部分が個所）>

旧	新
第15条 料金 <u>(2) 料金に関しては、(1)の情報をもとに電力供給契約書に記載いたします。</u>	第15条 料金 (削除)
<u>(3) 料金は、基本料金、従量料金および附則2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</u>  <u>ただし、従量料金は、附則1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を下回る場合は、附則1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、附則1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円以上となる場合は、附則1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</u>	<u>(2) 料金は、基本料金、従量料金（附則1（燃料費調整）(1)によって算定された燃料費調整額を含みます。）および附則2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</u> (削除)
(新規追加)	<u>(3) 基本料金および従量料金は、契約種別ごとに次のとおりといたします。ただし、電力供給契約書に別に定める場合には、電力供給契約書のとおりといたします。</u> <u>イ 業務用高圧電力A</u> <u>(イ) 対象となるお客さま</u> <u>高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、契約電力が原則として50キロ</u>

ワット以上であり、かつ、2,000 キロワット未満であるものを対象といたします。

(ロ) 基本料金

基本料金は、1月につき契約電力1キロワットに対して次のとおりといたします。

一般送配電事業者が電気最終保障供給約款に定める最終保障電力 A の基本料金率のうち、(イ)のお客さまに適用するもの

(ハ) 従量料金

従量料金は、その1月の使用電力量1キロワット時に対して次のとおりといたします。

一般送配電事業者が電気最終保障供給約款に定める最終保障電力 A の電力量料金率のうち、(イ)のお客さまに適用するもの

(ニ) 電気最終保障供給約款の変更に伴う切替措置

一般送配電事業者の電気最終保障供給約款の変更に伴い、(ロ)および(ハ)の料金率に変更となる場合で、計量期間等の始期が変更後の電気最終保障供給約款の実施日より前かつ計量期間等の終期が当該実施日以降となる料金の算定における料金率は、変更前の電気最終保障供給約款に定める(ロ)および(ハ)を適用いたします。

ロ 産業用高圧電力 B

(イ) 対象となるお客さま

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット以上であり、かつ、2,000キロワット未満であるものを対象といたします。

(ロ) 基本料金

基本料金は、1月につき契約電力1キロワットに対して次のとおりといたします

	<p>す。</p> <p><u>一般送配電事業者が電気最終保障供給約款に定める最終保障電力 B の基本料金率のうち、(イ)のお客さまに適用するもの</u></p> <p>(ハ) 従量料金</p> <p>従量料金は、その 1 月の使用電力量 1 キロワット時に対して次のとおりといたします。</p> <p><u>一般送配電事業者が電気最終保障供給約款に定める最終保障電力 B の電力量料金率のうち、(イ)のお客さまに適用するもの</u></p> <p>(ニ) 電気最終保障供給約款の変更に伴う切替措置</p> <p><u>一般送配電事業者の電気最終保障供給約款の変更に伴い、(ロ)および(ハ)の料金率に変更となる場合で、計量期間等の始期が変更後の電気最終保障供給約款の実施日より前かつ計量期間等の終期が当該実施日以降となる料金の算定における料金率は、変更前の電気最終保障供給約款に定める(ロ)および(ハ)を適用いたします。</u></p>
<p>(4) 料金は、<u>電力供給契約書で定めた料金を支払期日までにお支払いいただきます。</u></p>	<p>(4) 料金は、<u>支払期日までにお支払いいただきます。</u></p>
<p>(7) 当社は、<u>一般送配電事業者が託送供給等約款に定める接続送電サービス料金等が改定された場合、または消費税、石油石炭税等が改定された場合は、次の手順に従い、新たな料金単価を定めることができます。</u></p> <p><u>イ</u> 当社は、事前に新たな料金単価、およびその適用開始日（以下「新料金単価適用開始日」といいます。）を書面でお客さまに通知いたします。</p>	<p>(7) 当社は、<u>当該一般送配電事業者が託送約款等に定める接続送電サービス料金等や電気最終保障供給約款に定める最終保障電力の料金等が改定された場合、または消費税、石油石炭税等が改定された場合は、次の手順に従い、新たな料金単価を定めることができます。</u></p> <p><u>イ 契約種別が(3)イまたは(3)ロの場合</u>  <u>第 2 条に定める方法によります。</u></p> <p><u>ロ イ以外の場合</u></p> <p><u>(イ) 当社は、事前に新たな料金単価、およびその適用開始日（以下「新料金単価</u></p>

<p><u>ロ</u> お客さまは、新たな料金単価を承諾しない場合は、新料金単価適用開始日の15日前までに当社に対して書面にて解約を通知することで電力供給契約を解約することができます。この場合には、電力供給契約は本約款の規定にかかわらず、新料金単価適用開始日の前日をもって終了するものといたします。</p> <p><u>ハ</u> 上記の<u>ロ</u>に定める期限までに、お客さまより解約の通知がない場合は、お客さまは新たな料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日より新たな料金単価を適用いたします。</p>	<p>適用開始日」といいます。)を書面でお客さまに通知いたします。</p> <p><u>ロ</u> お客さまは、新たな料金単価を承諾しない場合は、新料金単価適用開始日の15日前までに当社に対して書面にて解約を通知することで電力供給契約を解約することができます。この場合には、電力供給契約は本約款の規定にかかわらず、新料金単価適用開始日の前日をもって終了するものといたします。</p> <p><u>ハ</u> 上記の<u>ロ</u>に定める期限までに、お客さまより解約の通知がない場合は、お客さまは新たな料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日より新たな料金単価を適用いたします。</p>
<p>(8) 当社は、社会的経済的に当社に大きな影響を及ぼす事象の発生その他当社が必要と判断した場合は、次の手順に従い、新たな料金単価を定めることができます。</p> <p><u>イ</u> 当社は新たな料金単価、および新料金単価適用開始日を、新料金単価適用開始日の3ヶ月前までに、書面でお客さまに通知いたします。</p> <p><u>ロ</u> お客さまは、新たな料金単価を承諾しない場合は、新料金単価適用開始日の15日前までに当社に対して書面にて解約を通知することで電力供給契約を解約することができます。この場合には、電力供給契約は本約款の規定にかかわらず、新料金単価適用開始日の前日をもって終了するものとし、当社は、第41条に定める解約金を申し受けません。</p> <p><u>ハ</u> 上記の<u>ロ</u>に定める期限までに、お客さまより解約の通知がない場合は、お客さまは新たな料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日より新たな料金単価を適用いたします。</p>	<p>(8) 当社は、社会的経済的に当社に大きな影響を及ぼす事象の発生その他当社が必要と判断した場合は、次の手順に従い、新たな料金単価を定めることができます。</p> <p><u>イ</u> 契約種別が(3)イまたは(3)ロの場合 第2条に定める方法によります。</p> <p><u>ロ</u> イ以外の場合</p> <p><u>イ</u> 当社は新たな料金単価、および新料金単価適用開始日を、新料金単価適用開始日の3ヶ月前までに、書面でお客さまに通知いたします。</p> <p><u>ロ</u> お客さまは、新たな料金単価を承諾しない場合は、新料金単価適用開始日の15日前までに当社に対して書面にて解約を通知することで電力供給契約を解約することができます。この場合には、電力供給契約は本約款の規定にかかわらず、新料金単価適用開始日の前日をもって終了するものとし、当社は、第41条に定める解約金を申し受けません。</p> <p><u>ハ</u> 上記の<u>ロ</u>に定める期限までに、お客さまより解約の通知がない場合は、お客さまは新たな料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日より新たな料金単価を適用いたします。</p>

<p>第 22 条 料金の算定</p> <p>(2) 料金は、電力供給契約ごとに<u>電力供給契約書に定めた料金単価を適用して算定いたします。</u>また、算定後はすみやかにお客さまにその請求額を通知いたします。</p>	<p>第 22 条 料金の算定</p> <p>(2) 料金は、電力供給契約ごとに<u>第 15 条(3)に定める料金単価を適用して算定いたします。</u>ただし、料金単価を別に定める場合には、<u>電力供給契約書の定めた料金単価を適用して算定いたします。</u>また算定後はすみやかにお客さまにその請求額を通知いたします。</p>
<p>第 41 条 電力供給契約の解約に伴う解約金</p> <p>(2) 解約金は、<u>電力供給契約書に定める 1 キロワットあたりの基本料金を用いて、以下の通り計算いたします。</u></p> $\begin{aligned} & \text{解約金} = 1 \text{ キロワットあたりの基本料金} \times 0.5 \\ & \qquad \qquad \qquad \times \text{終了日に適用されている契約電力} \times 12 \times \frac{1}{365} \\ & \qquad \qquad \qquad \times \text{残存日数} \end{aligned}$ <p>※ 残存日数とは契約終了日から、供給開始から 1 年目の日までの日数をいいます（契約終了日を含む）。</p> <p>※ 閏年の日を含む期間についても、365 日あたりの割合といたします。</p>	<p>第 41 条 電力供給契約の解約に伴う解約金</p> <p>(2) 解約金は、<u>第 15 条(3)に定める 1 キロワットあたりの基本料金を用いて、以下の通り計算いたします。</u>ただし、<u>基本料金を別に定める場合には、電力供給契約書の定める 1 キロワットあたりの基本料金を適用して算定いたします。</u></p> $\begin{aligned} & \text{解約金} = 1 \text{ キロワットあたりの基本料金} \times 0.5 \\ & \qquad \qquad \qquad \times \text{終了日に適用されている契約電力} \times 12 \times \frac{1}{365} \\ & \qquad \qquad \qquad \times \text{残存日数} \end{aligned}$ <p>※ 残存日数とは契約終了日から、供給開始から 1 年目の日までの日数をいいます（契約終了日を含む）。</p> <p>※ 閏年の日を含む期間についても、365 日あたりの割合といたします。</p>
<p>附則 1</p> <p>1 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位</p>	<p>附則 1</p> <p>1 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位</p>

<p>で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合</p> $\text{燃調費調整単価} = (37,200 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$ <p>(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合</p> $\text{燃調費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 37,200 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$ <p>(新規追加)</p>	<p>で四捨五入いたします。</p> <p>(削除)</p> <p>燃調費調整単価</p> $= (\text{平均燃料価格} - 37,200 \text{ 円})$ $\times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000} + (3) \text{ の市場価格調整単価}$
<p>(新規追加)</p>	<p>(3) 市場価格調整単価</p> <p><u>イ 市場価格調整単価は、一般送配電事業者が電気最終保障供給約款にもとづき毎月公表する市場価格調整単価とし、次のとおりといたします。</u></p> <p><u>(イ) 電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要の場合は、当該一般送配電事業者の最終保障電力 A の該当する値とし、動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要の場合は、当該一般送配電事業者の最終保障電力 B の該当する値といたします。</u></p> <p><u>(ロ) 当該一般送配電事業者が標準電圧および契約電力ごとに異なる値を公表する場合は、原則として、当社とお客さまの電力供給契約における標準電圧および契約電力にもとづき、該当する値といたします。</u></p> <p><u>ロ 一般送配電事業者により各平均市場価格算定期間の平均市場価格にもとづき算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する当社の市</u></p>

	<p>市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均市場価格算定期間に対応する当社の市場価格調整単価適用期間は、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="1131 343 2083 1129"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 343 1615 391">平均市場価格算定期間</th> <th data-bbox="1615 343 2083 391">市場価格調整単価適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 391 1615 438">毎年1月21日から2月20日までの期間</td> <td data-bbox="1615 391 2083 438">その年の3月分の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 438 1615 486">毎年2月21日から3月20日までの期間</td> <td data-bbox="1615 438 2083 486">その年の4月分の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 486 1615 534">毎年3月21日から4月20日までの期間</td> <td data-bbox="1615 486 2083 534">その年の5月分の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 534 1615 582">毎年4月21日から5月20日までの期間</td> <td data-bbox="1615 534 2083 582">その年の6月分の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 582 1615 630">毎年5月21日から6月20日までの期間</td> <td data-bbox="1615 582 2083 630">その年の7月分の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 630 1615 678">毎年6月21日から7月20日までの期間</td> <td data-bbox="1615 630 2083 678">その年の8月分の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 678 1615 726">毎年7月21日から8月20日までの期間</td> <td data-bbox="1615 678 2083 726">その年の9月分の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 726 1615 774">毎年8月21日から9月20日までの期間</td> <td data-bbox="1615 726 2083 774">その年の10月分の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 774 1615 821">毎年9月21日から10月20日までの期間</td> <td data-bbox="1615 774 2083 821">その年の11月分の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 821 1615 933">毎年10月21日から11月20日までの期間</td> <td data-bbox="1615 821 2083 933">その年の12月分の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 933 1615 1029">毎年11月21日から12月20日までの期間</td> <td data-bbox="1615 933 2083 1029">翌年の1月分の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 1029 1615 1129">毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間</td> <td data-bbox="1615 1029 2083 1129">翌年の2月分の料金に係る計量期間等</td> </tr> </tbody> </table>	平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間	毎年1月21日から2月20日までの期間	その年の3月分の料金に係る計量期間等	毎年2月21日から3月20日までの期間	その年の4月分の料金に係る計量期間等	毎年3月21日から4月20日までの期間	その年の5月分の料金に係る計量期間等	毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等	毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等	毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等	毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等	毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等	毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等	毎年10月21日から11月20日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等	毎年11月21日から12月20日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等	毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等
平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間																										
毎年1月21日から2月20日までの期間	その年の3月分の料金に係る計量期間等																										
毎年2月21日から3月20日までの期間	その年の4月分の料金に係る計量期間等																										
毎年3月21日から4月20日までの期間	その年の5月分の料金に係る計量期間等																										
毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等																										
毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等																										
毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等																										
毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等																										
毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等																										
毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等																										
毎年10月21日から11月20日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等																										
毎年11月21日から12月20日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等																										
毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等																										
(新規追加)	<p>(4) <u>燃料費調整単価の揭示</u></p> <p>当社は、(1)イによって算定された平均燃料価格、(1)ロにより算定された燃料費調整単価および(3)の市場価格調整単価を、あらかじめ当社のホームページに掲示いたします。</p>																										